

# 中小受託取引適正化法(取適法)について

---

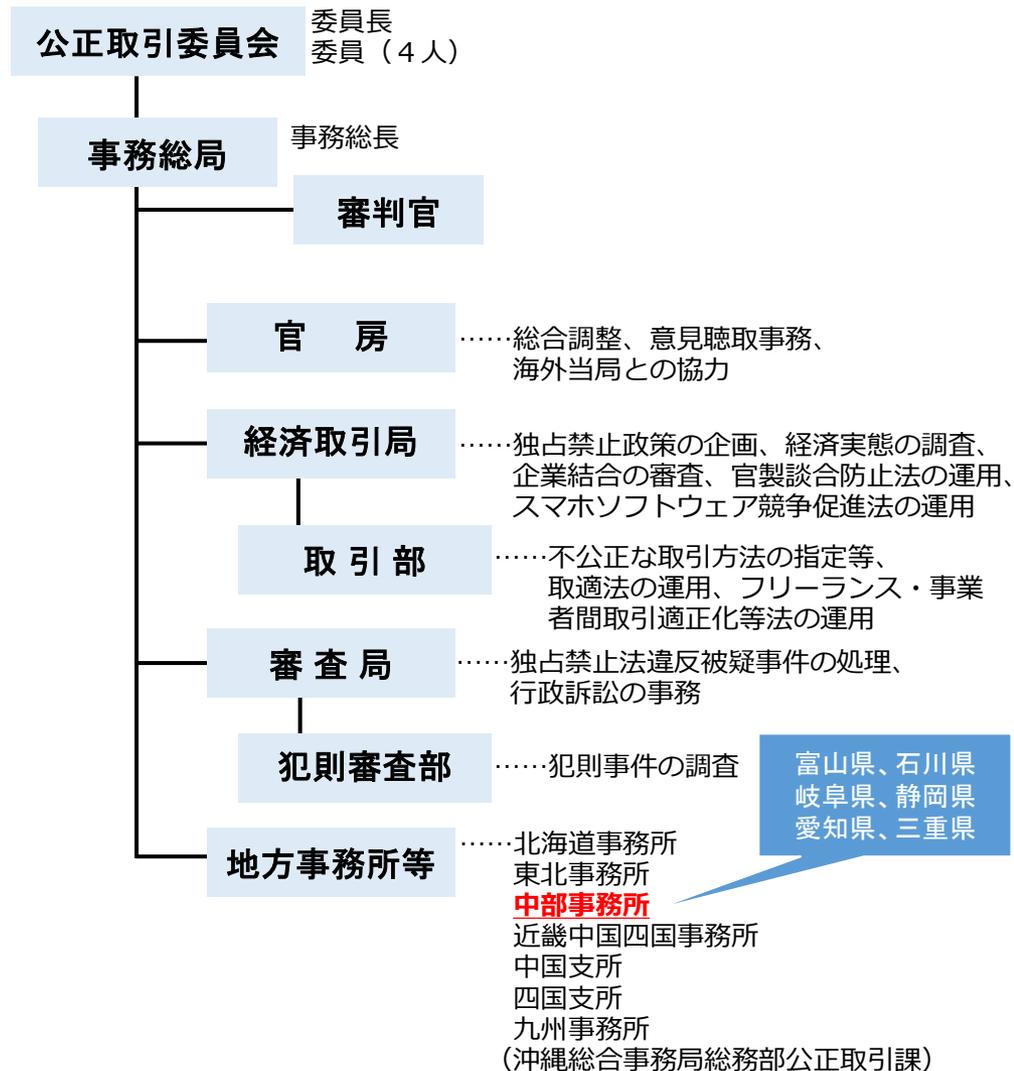
令和8年3月9日

公正取引委員会事務総局  
中部事務所 総務管理官  
加瀬川 晃啓

# 公正取引委員会の概要

- 自由な経済社会において、市場の機能を十分に発揮させていくためには、常に**公正かつ自由な競争のルール**が守られるよう、これを監視していく必要がある。
- このために、**独占禁止法を運用する行政機関**として公正取引委員会（委員長と4人の委員から成る合議制の機関）が設置されている。
- 公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織法制上、内閣府の外局として設置されているが、行政委員会としてほかから指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することに特色がある。
- 公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、令和7年度の事務総局職員の設定員数は957人となっている。

## 公正取引委員会の組織図



# 独占禁止法の主要な禁止行為

## 私的独占

(有力企業による競合他社の排除等)

## 不当な取引制限

(カルテル・入札談合)

## 不公正な取引方法

(再販売価格の拘束、**優越的地位の濫用**等)

競争を実質的に  
制限することとなる

## 企業結合

### (中小受託取引適正化法)

- 規制対象となる取引の発注者を資本金区分等により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、**より迅速かつ効果的に不当な行為を規制。**

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

# 改正ポイント



### 規制の見直し

- ① **運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**  
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- ② **従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**  
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
- ③ **協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**  
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- ④ **手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**  
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- ⑤ **面的執行の強化**  
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

### 「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

<p><b>下請代金支払遅延等防止法</b></p> <p>通称：下請法</p>	<p>▶ <b>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</b></p> <p>略称：中小受託取引適正化法</p> <p>通称：取適法</p>
<p><b>親事業者</b></p>	<p>▶ <b>委託事業者</b></p>
<p><b>下請事業者</b></p>	<p>▶ <b>中小受託事業者</b></p>
<p><b>下請代金</b></p>	<p>▶ <b>製造委託等代金</b></p>

# 適用対象（取引の内容）

## 適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

### ①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

### ②規模要件

委託  
事業者

資本金 3 億超  
資本金 1 千万超 3 億以下  
常時使用する従業員 300 人超

中小  
受託  
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)  
資本金 1 千万以下 (個人含む)  
常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

### ①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

### ②規模要件

委託  
事業者

資本金 5 千万超  
資本金 1 千万超 5 千万以下  
常時使用する従業員 100 人超

中小  
受託  
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)  
資本金 1 千万以下 (個人含む)  
常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

※赤色は改正内容

# ① 特定運送委託 【第2条第5項】 **【改正】**

## 改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

## 改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

### 改正後

「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

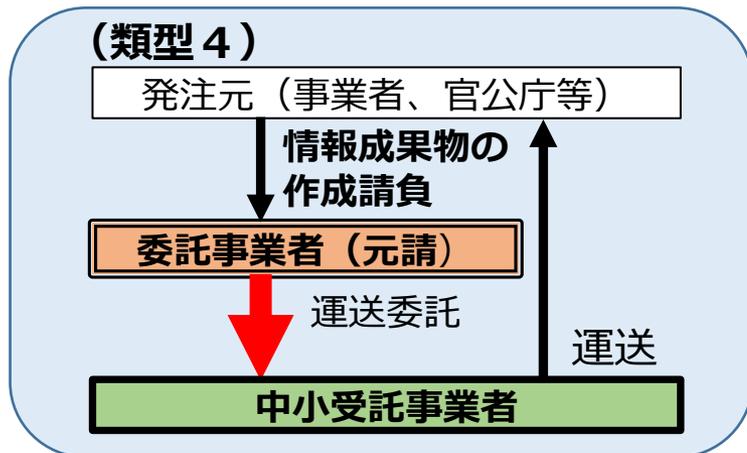
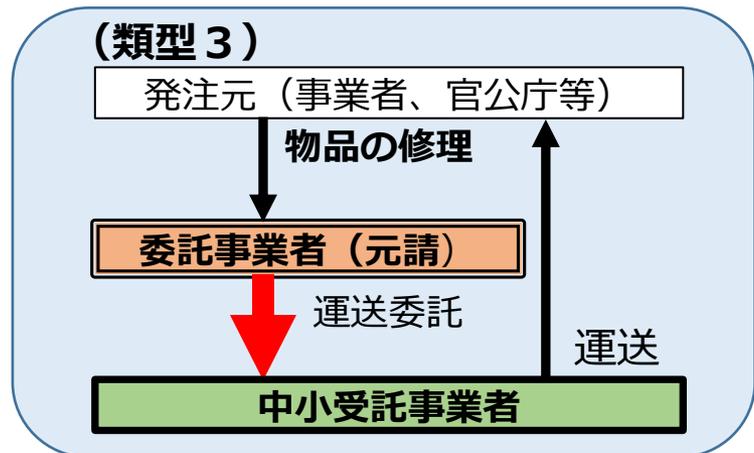
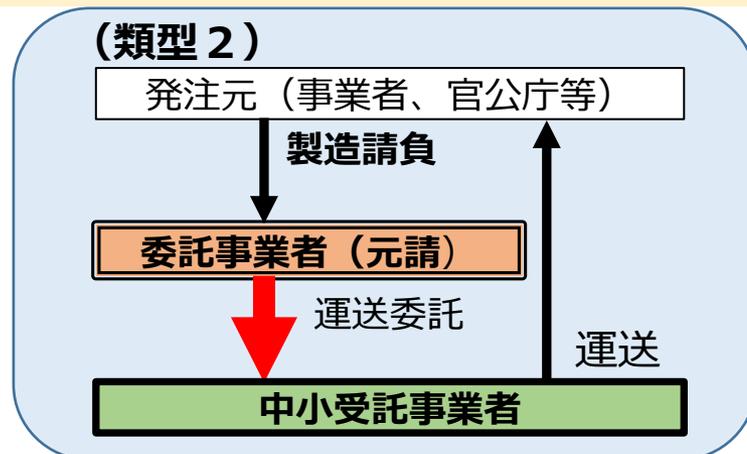
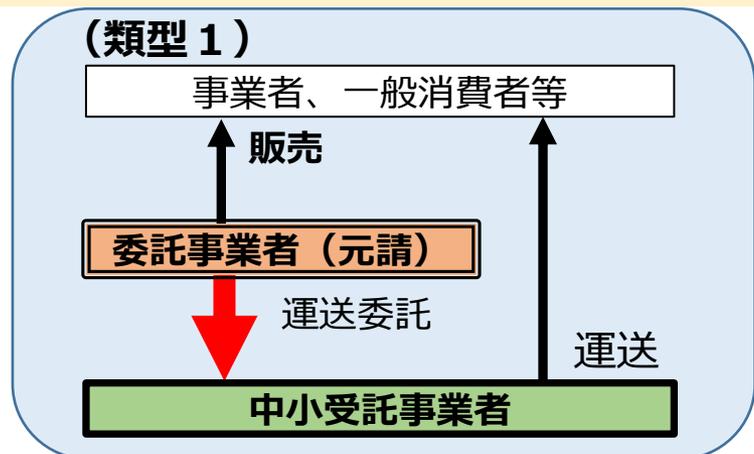


運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、**無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。**

# ① 特定運送委託

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※  が取適法の対象となる取引

# 適用対象（規模要件）

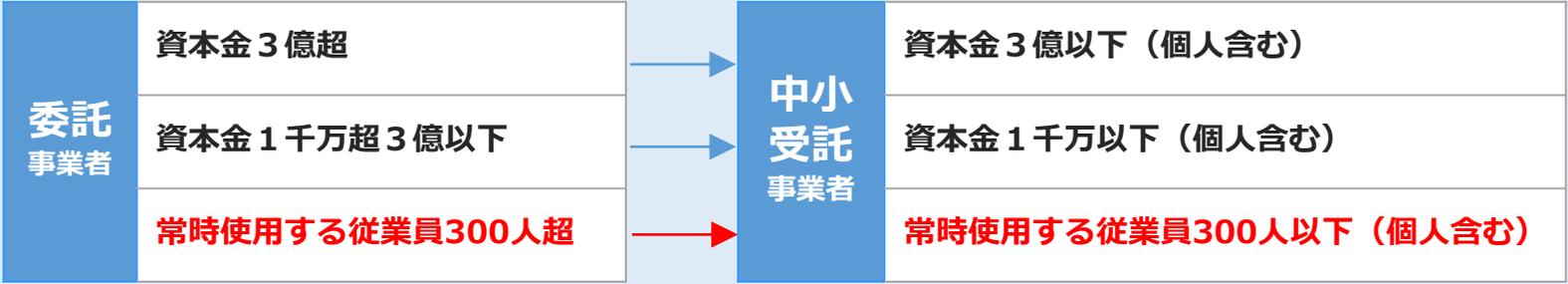
## 適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

### ①取引の内容



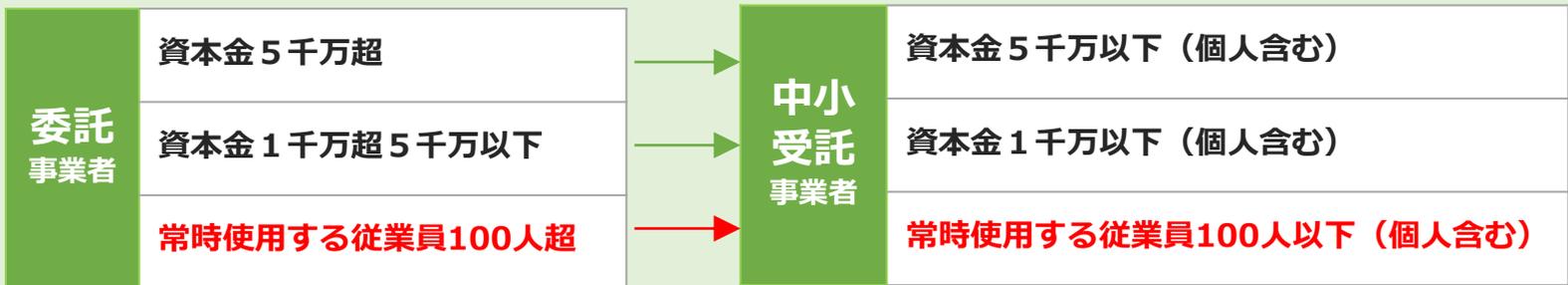
### ②規模要件



### ①取引の内容



### ②規模要件



※赤色は改正内容

## 改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

## 改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託  
事業者

資本金 3 億超  
資本金 1 千万超 3 億以下  
常時使用する従業員 300 人超

中小  
受託  
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)  
資本金 1 千万以下 (個人含む)  
常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託  
事業者

資本金 5 千万超  
資本金 1 千万超 5 千万以下  
常時使用する従業員 100 人超

中小  
受託  
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)  
資本金 1 千万以下 (個人含む)  
常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

# 資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。**

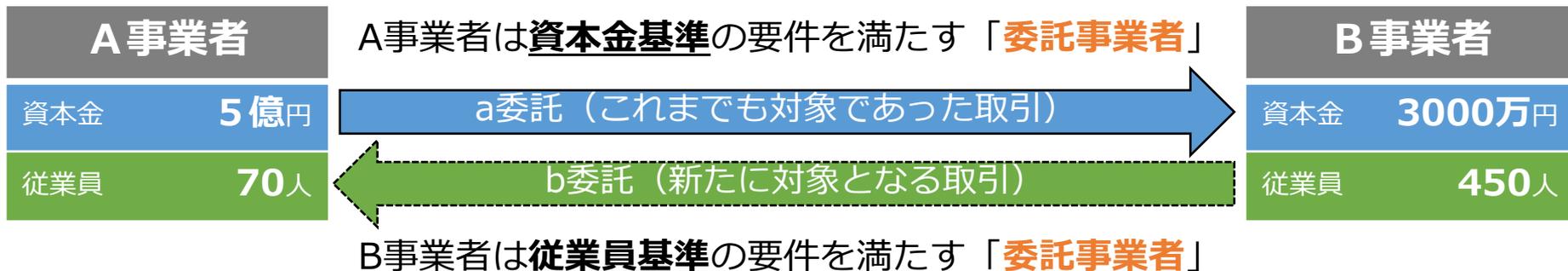
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	<b>資本金</b>
○	○	<b>資本金（※）</b>
×	○	<b>従業員</b>
×	×	<b>適用対象外</b>

## ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

## 【製造委託の例】



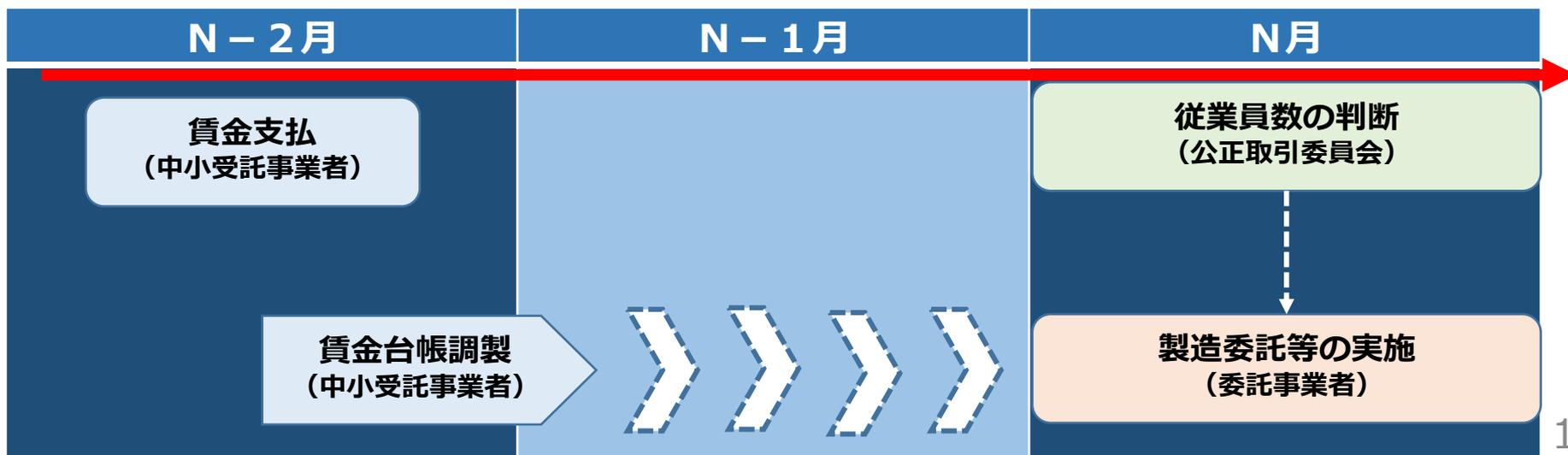
# 「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とは  
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは  
当該事業者の賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

## 「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。
- ※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

**例** ※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする



# 義務・禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者に4つの義務を課すとともに、委託事業者による11項目の行為を禁止。

## 義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

## 禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買ったたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

# ③ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 【第5条第2項第4号】 **【改正】**

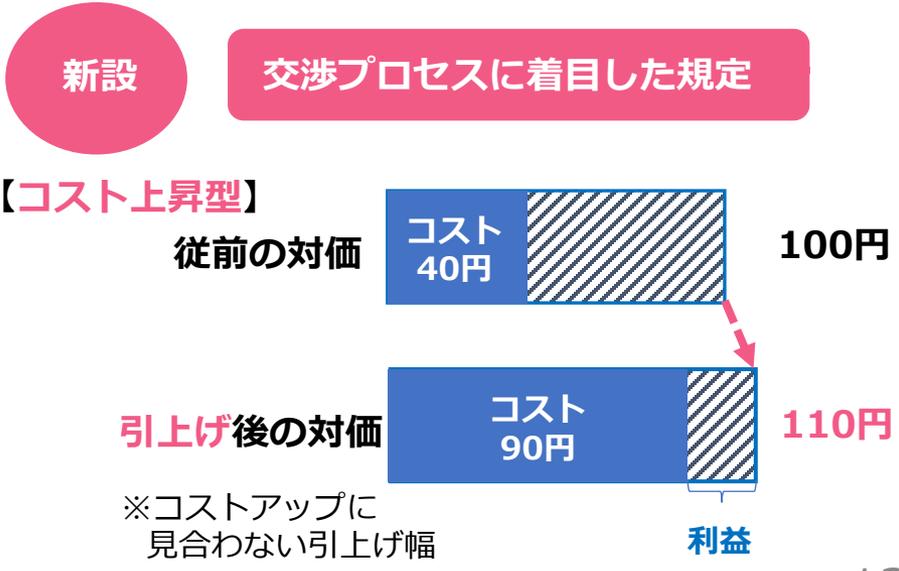
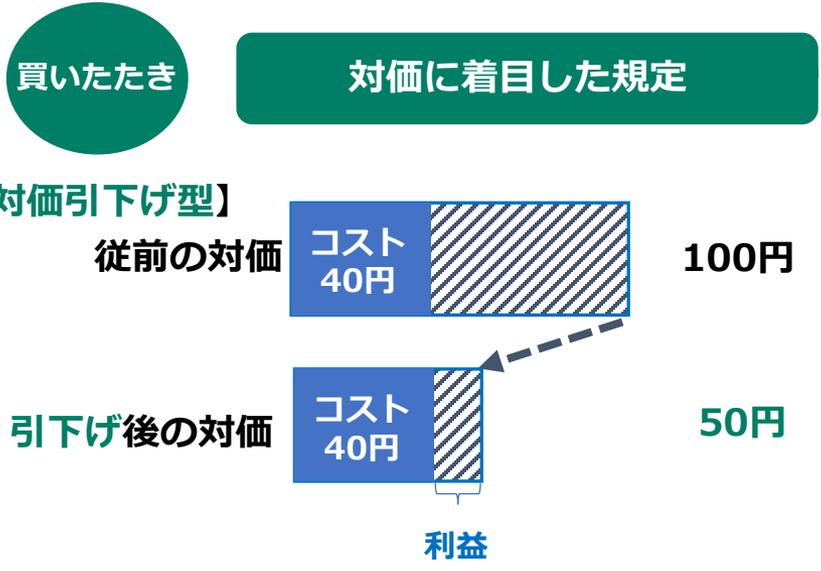
- 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。**

## 改正理由

- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。**

## 改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。



# ③協議に応じない一方的な代金決定の禁止

## 運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該**協議に応じず**、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの**協議の求めを明示的に拒む**場合のほか、例えば、**協議の求めを無視**したり、**協議の実施を繰り返し先延ばし**にしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

- 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

## ④手形払等の禁止【改正】

### 改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

### 改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、令和6年11月の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

改正前



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間【120日】

改正後



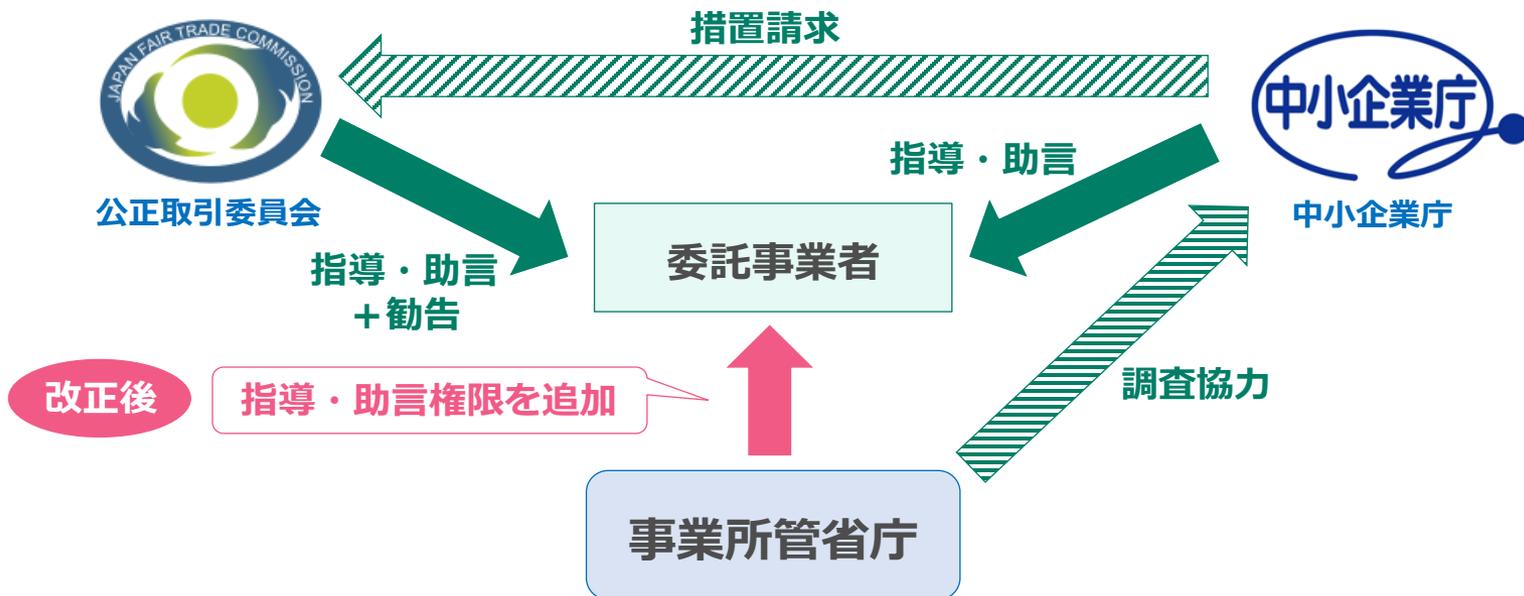
支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

## 改正理由

- 事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

## 改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



# 取適法（改正下請法）の概要

## 法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

## 適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

### ①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

### ②規模要件

委託事業者	資本金3億超	→	中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む）
	資本金1千万超3億以下			資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員300人超			常時使用する従業員300人以下（個人含む）

### ①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

### ②規模要件

委託事業者	資本金5千万超	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）
	資本金1千万超5千万以下			資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員100人超			常時使用する従業員100人以下（個人含む）

## 義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務  
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

## 禁止行為

受領拒否

支払遅延（手形払等の禁止）

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

## 公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
TEL 03(3581)3375(直)  
<https://www.jftc.go.jp>

## 北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎  
TEL 011(231)6300(代)

## 東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
TEL 022(225)8420(直)

## 中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
TEL 052(961)9424(直)

## 近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館  
TEL 06(6941)2176(直)

## 近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館  
TEL 082(228)1520(直)

## 近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館  
TEL 087(811)1758(直)

## 九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館  
TEL 092(431)6032(直)

## 沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 取適法担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)0049(直)

## オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/>

## 電話・郵送による申告窓口

### 公正取引委員会 事務総局

#### 経済取引局 取引部 申告受付担当

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
TEL 03(3581)5471(代)

### 北海道事務所 申告受付担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎  
TEL 011(231)6300(代)

### 東北事務所 申告受付担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
TEL 022(225)8420(直)

### 中部事務所 申告受付担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
TEL 052(961)9424(直)

### 近畿中国四国事務所 申告受付担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館  
TEL 06(6941)2176(直)

### 近畿中国四国事務所 中国支所 申告受付担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館  
TEL 082(228)1520(直)

### 近畿中国四国事務所 四国支所 申告受付担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館  
TEL 087(811)1758(直)

### 九州事務所 申告受付担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館  
TEL 092(431)6032(直)

### 沖縄総合事務局 総務部 申告受付担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL 098(866)0049(直)

# 自発的申出

## 自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

- 公正取引委員会は、平成20年12月17日、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、**当委員会が調査に着手する前に**、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している ([https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_tetsuduki/081217.html))。